

国税通則法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(延滞税の免除ができる場合)

第二十六条の二 法第六十三条第六項第四号(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 省略

二 差し押さえた不動産(国税徴収法第八十九条の二第一項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価執行決定(以下この号において「換価執行決定」という。))がされたものに限る。)の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る国税に充てた場合 当該換価執行決定をした同法第二条第十三号に規定する行政機関等が滞納処分に おいて当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

三 省略

(利子税の額の計算の基礎となる期間に係る延滞税に関する規定の準用)

第二十六条の三 第二十六条(還付請求申告書等)の規定は、法第六十四条第三項(利子税)において法第六十一条第二項(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)の規定を準用する場合について準用する。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二の改正規定及び次項の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

(関税法施行令の一部改正)

2 関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。

(延滞税の免除の手続等)

(延滞税の免除ができる場合)

第二十六条の二 法第六十三条第六項第四号(延滞税の免除ができる場合)に掲げる政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に掲げる政令で定める期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 同上

二 同上

(延滞税の免除の手続等)

第九條 省略

2 省略

3 法第十二條第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 差し押さえた不動産（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第八十九條の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る関税に充てた場合 当該換価執行決定をした同法第二條第十三号（定義）に規定する行政機関等が滞納処分（その例による処分を含む。）において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

二 火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合（その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。） その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間

4 5 6 省略

第九條 同上

2 同上

3 法第十二條第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合（その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間とする。

4 5 6 同上